

北九州市エコタウンセンター別館風力発電展示コーナー改修等業務仕様書

1 業務名称

北九州市エコタウンセンター別館風力発電展示コーナー改修等業務

2 業務目的

響灘地区では令和7年度末から響灘洋上ウインドファームの運転開始が予定されており、今後、市外からの観光客や修学旅行生など多くの来場が見込まれる状況である。

そこで、エコタウンセンター別館展示コーナーを充実させるためのコンテンツ制作及び展示コーナーの整備を実施するもの。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 対象施設の概要

- (1) 名 称 北九州市エコタウンセンター別館
「次世代エネルギーパーク」展示コーナー及びエコプロダクツ・エコマテリアル展示コーナーの一部
- (2) 場 所 福岡県北九州市若松区向洋町10番地20
- (3) 撤去部分面積 252㎡（参考）
- (4) フロア図面 別添のとおり

5 ターゲット

「2 業務目的」を踏まえ、本委託業務においては小学校低学年から高学年をターゲットとする。子どもから引率者である大人に至るまで、関心が持てるようなコンテンツとすること。

6 業務内容

- (1) 洋上風力等に関するクイズコンテンツの制作及び設置等
- (2) 既存展示物の撤去・廃棄処分及び撤去後の床の一部汚れの除去
- (3) 市内にある展示物の移設・壁面デザイン等

※この他、定めのない事項については、市と十分な協議をし、決定すること。

7 洋上風力等に関するクイズコンテンツ及び什器の制作・設置

- (1) 制作方針・概要

ア クイズコンテンツのテーマは「響灘洋上ウインドファームの魅力」とする。

イ 小学校低学年から高学年が楽しめるような楽しいコンテンツとすること。

- ウ クイズの前に、クイズに関連する動画を1分程度上映すること。
- エ 問題数は、7～9問とする。なお動画及びクイズの内容については市と協議の上、決定すること。
- オ 小学生でも理解できるように、振り仮名やわかりやすい言い回しをすること。
- カ 正解不正解がわかるブザー音を付け、回答後は正不に関わらず解説を表示すること。
- キ 問題形式は、正誤問題とする。
- ケ モニター（50インチ程度）にあわせた什器を設置する。

（２）その他制作上の条件

- ア 納品までのスケジュール表を作成し、市に提出すること。
- イ 作成したスケジュール表に基づき、進捗状況報告・意見交換を適宜実施すること。
- ウ 撮影・編集等の作業の前に原案となるシノプシス・シナリオ等を提出し、コンテンツの構成案について事前に市の監修を受けるものとする。
- エ 映像の加工・編集、音楽、音声やナレーションの付加、テロップの付加などの編集作業を適宜行うこと。
- オ コンテンツの制作に当たっては、市及び関係機関が提供する素材を使用することが出来るものとする。
- カ コンテンツ制作に当たっては、著作権・肖像権等に十分配慮すること。
- キ 基本的には市及び関係機関が提供する既存素材を使用することとする。新規映像素材の撮影については、市及び関係機関との協議の下、実施すること。
- ク コンテンツ制作全般に係る費用は全て受託者の負担とする。また、コンテンツ制作全般には、構成案作成、収録、ナレーション、テロップ、CG、BGM、編集、各種申請手続き等の他、成果物の納品までの一切を含むものとする。
- ケ コンテンツの制作に当たっては、既存の著作物（映像・動画・音声等）の使用も可とする。ただし、第三者が権利を有する著作物の使用に当たっては、受託者は当該著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- コ 映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には受託者の責任において対応し、市は責任を負わない。
- サ 本市は、本業務で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネットや放送番組等のあらゆる媒体で公表、公開、配布又は放送等することができるとする。また、本市および本市が認めるものが使用するために必要な範囲内において、全部または一部の編集および改変（トリミング等の加工含む）や複製を行うことができるものとする。
- シ 本委託施行に際し、現地調査等に必要の手続きは、全て受託者の責任において行うこと。また、関係官公署及びその他機関との調整等を要する場合は、速やかにその旨を市に申し出て、協議すること。
- ス 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただ

し、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りではない。

- セ 受託者は、業務に関連する事故が発生した場合、直ちにその報告と対応措置などを本市に報告し、措置後の詳細な経過および結果報告を文書で行うこと。
- ソ 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフト等により検査した上で納品すること。納品データがウイルスに感染していることで、本市又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復およびその他賠償等について対応するものとする。

(3) コンテンツ設置場所

- ア 別図1 赤枠部分を上限にコンテンツを設置すること。
- イ 表現手法はモニター（50インチ程度）を用いること。
- ウ 記録メディアについては市と協議して決定すること。
- エ 設置場所を移動できるように、什器にキャスター等取り付けを行うこと。

8 既存展示物の撤去及び撤去後の床の整備

(1) 方針・概要

- ア 別図1 青枠部分の既存展示物（撤去区画252㎡）の撤去を行う。
- イ 既存の展示台については廃棄処分すること。
- ウ 展示台の重み等による床の汚れや剥がれは除去する。
- エ 展示台の撤去は、契約後すみやかに行うこと。

9 展示物の移設・壁面デザイン等

(1) 次世代エネルギーパーク内の展示物の移設

別図1 黄枠部分の現在展示している風力コーナーの展示物の一部（パネル・モニター等）を移設すること。移設方法等に関しては市と協議して決定すること。

(2) 他展示場の展示物の移設

小倉北区内展示場の展示物の一部を次世代エネルギーパークに移設すること。

※大きさは最大で横900×縦2,950×奥行400（mm）の展示物1台と、持ち運びできる程度の大きさの展示物1台

(3) 壁面デザイン

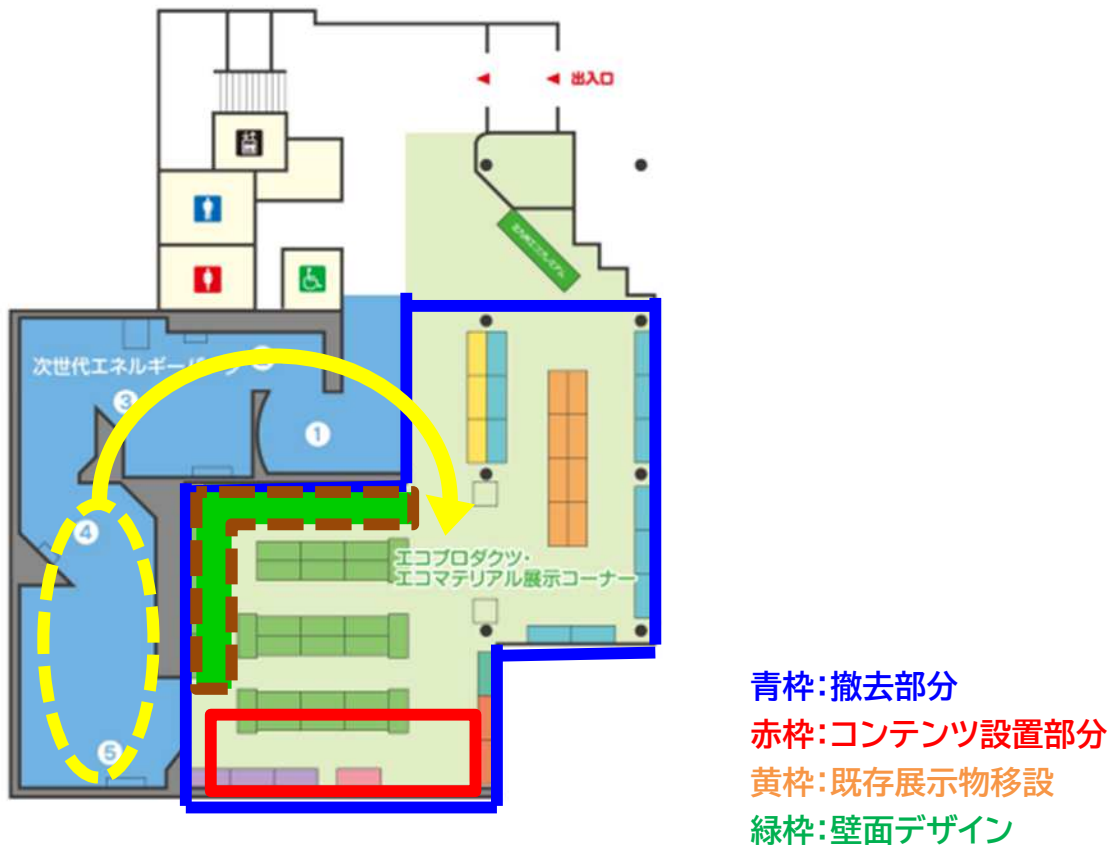
エコプロダクツ・エコマテリアル展示コーナーの壁面については、洋上風力に関する情報を、説明文・図・写真などを効果的に組み合わせることで表現すること。デザインは全体との整合性を考慮したものとし、範囲は別図1 緑枠部分とする。

(4) その他

- ・新規制作のコンテンツとは別に、既存動画を上映するためのモニター（50インチ程度）及び什器の制作・設置を行うこと。

- ・モニターの購入等、備品代も併せて費用を計上すること。
- ・設置方法については市と協議のうえ決定すること。
- ・動線を確保する等、安全性を確保したレイアウトとすること。

別図 1



10 洋上風力発電事業者や市内再エネ事業者との連携体制の構築に関する提案

別館展示コーナーの継続的なコンテンツ更新のため、地域関連企業と連携する体制の構築に向けた仕組みについて提案すること。

11 参加資格条件

- (1) 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間において、国または地方公共団体から発注された展示施設の展示物の納品の実績があること。
- (2) 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの期間において、国または地方公共団体から発注された展示施設の保守の実績があること。

12 成果品等

- (1) 市と協議のうえ決定した記録メディア2本
 - (2) 成果物データ1式 ※PDF データを含むイラストレーター等、印刷可能データ
 - (3) 業務完了報告書
- ※本業務で得たすべての成果品の著作権は市に帰属するものとし、市の承諾なく

第三者に貸与及び公表することはできない。

1 3 スケジュール

スケジュールの目安は概ね別図2のとおりである。詳細については市と協議の上決定すること。

別図2

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
契約等	契約		コンテンツ・壁面デザイン作成								
展示物撤去								レイアウト検討			
HWE展示物 移設			契約後すみやかに								
他展示場の展 示物移設											
クイズコンテン ツ設置							完成次第 ※お披露目は4月				

1 4 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、本市と十分協議し、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 本業務の実施にあたっては、必要に応じて発注者等と協議・打合せを行うこと。
- (3) 業務の進捗状況等について、発注者から求めがあった場合は、随時作業報告や委託内容に関する資料の提出を行うこと。
- (4) 受託者は、本業務を処理するために、本市から提供された資料等あるいは発注者に引き渡す資料等の漏洩及び紛失がないよう、その管理を徹底するとともに、本市の承諾なく複写及び複製してはならない。また、委託業務終了後は速やかに本市に返還するものとし、電子情報にあつては、当該電子情報を復元できないよう適正に処分しなければならない。
- (5) 本業務で得たすべての成果品の著作権は市に帰属するものとし、市の承諾なく第三者に貸与及び公表することはできない。加えて、本業務を遂行するにあたり知り得た情報についても、市の承諾なく第三者に貸与及び公表することはできない。
- (6) 本業務の履行に必要な一切の経費は、本契約の業務委託料に含めるものとする。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、両者協議の上、決定する。ただし、協議が成立しないときは、市の定めるところによる。疑義が生じた事項については、双方が誠意をもって協議・決定する。
- (8) 事業費の上限は、¥ 9, 0 0 0, 0 0 0 以内（消費税相当分及び地方消費税相当分を含む）とする。
- (9) 本業務の履行に必要な一切の経費は、本契約の業務委託料に含めるものとする。